

# 高齢者向け住まいの概要

参考資料4

	①有料老人ホーム	②サービス付き 高齢者向け住宅	③認知症高齢者 グループホーム
根拠法	・老人福祉法第29条	・高齢者住まい法第5条	・老人福祉法第5条の2第6項
基本的性格	高齢者のための住居	高齢者のための住居	認知症高齢者のための共同生活住居
定義	①入浴、排せつ、食事の介護、②食事の提供、③洗濯、掃除等の家事、④健康管理のいずれかをする事業を行う施設	状況把握サービス、生活相談サービス等の福祉サービスを提供する住宅	入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う住居共同生活の住居
利用できる介護保険	・特定施設入居者生活介護 ・訪問介護、通所介護等の居宅サービス		・認知症対応型共同生活介護
主な設置主体	・限定なし (営利法人中心)	・限定なし (営利法人中心)	・限定なし (営利法人中心)
対象者	老人 ※老人福祉法上、老人に関する定義がないため、解釈においては社会通念による	・単身高齢者世帯 ・高齢者＋同居者（配偶者/60歳以上の親族/要介護・要支援認定を受けている親族/特別な理由により同居させる必要があると知事が認める者） ※高齢者・・・60歳以上の者又は要介護・要支援認定を受けている者	要介護者/要支援者であって認知症である者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）
1人当たり面積	13㎡（参考値）	25㎡ など	7.43㎡
施設数※ <sup>1</sup>	8,499件（H25.7）	4,555件（H26.3.31）	12,124件（H25.10）
定員数※ <sup>1</sup>	349,975人（H25.7）	146,544戸（H26.3.31）	176,900人（H25.10）

※1： ①→厚生労働省老健局調べ、 ②→サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム調べ、 ③→介護給付費実態調査